特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	国民年金事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金事務			
②事務の内容	①第1号被保険者からの資格の取得・要失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届書を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に報告する。 ②第1号被保険者からの任意加入(任意加入の特別を含む)および資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に報告する。 ③第1号被保険者、任意加入被保険者高齢任意加入を含む)からの基礎年金番号通知書の再交付申請を受理し、これを日本年金機構に報告する。 ⑤第1号被保険者、任意加入被保険者高齢任意加入を含む)からの基礎年金番号通知書の再交付申請を受理し、これを日本年金機構に報告する。 ⑥第1号被保険者が保険料法定免除承認基準に該当したとき、または同基準のいずれにも該当しなくなったとき、当該届書および免除期間納付申出書を受理し、届書等に係る事実を審査するとともに、1れを日本年金機構に報告する。 ⑥第1号被保険者から保険料全額免除、半額免除、4分の3免除、4分の1免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後期間免除の申請または取消申請等を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に報告する。 ⑦第1号被保険者から付加保険料納付の申出もしくは辞退の申出または該当もしくは非該当の届出を受理し、申出等に係る事実を審査するとともに、これを日本年機構に報告する。 ②受給権者からの次の裁定の請請求その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に報告する。 1)第1号被保険者期間(任意加入期間年ある。)1)第1号被保険者期間(任意加入期間等のある管書基礎年金額改定請求 4)第1号被保険者の死亡による遺族基礎年金2)1 旧陸軍共済組合期間等のあるを指生金2)1 居軍主族組年金の多約に係る未支給年金10)募婦年金に係る未支給年金10)募婦年金に係る未支給年金10)募婦年金に係る未支給年金11)供給調整による支給停止、妻の不明・子の不明による遺族基礎年金の支給停止の解除申請12を齢組在年金額改定請求 9第1号被保険者、受給権者の死亡に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に報告する。 ①を贈稿社年金受給権者から裁定請求書、所得状況届、被災状況届、未支給請求書および氏名変更届等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に報告する。また日本年金機構から送付される所得状況届等に所得情況等を記載し、これを日本年金機構に報告する。			
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満			
2. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務において使用するシステム			
システム1				
①システムの名称	国民年金システム			
②システムの機能	【国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の資格管理機能】 資格情報を逐次更新する。 【保険料免除申請受付機能】 各所得情報等に基づき、免除該当判定をする。 【裁定請求及び付加年金情報管理機能】 年金受給情報等を管理する。			
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())			

システム2					
①システムの名称	共通基盤システム (庁内連携システム)				
②システムの機能	【統合データベース管理機能】 庁内における各業務システム間での情報の照会や連携を効率よく行うため、各業務システムからの情報を集約したデータベースを保有し、各業務システム間の情報連携を行う。 【コード変換機能】 複数の業務システムで統一的に利用することができる全国町字コードや金融機関コート等のコード変換テーブル等を管理する。 【各業務システムとの情報連携機能】 ・各業務システムの情報を国民年金システムに連携する。 ・各業務システムに国民年金情報を連携する。				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他 (住民情報系の各業務システム、中間サーバー)				
システム3					
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)				
②システムの機能	【機構への情報照会】 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 【本人確認情報検索】 統合端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()				
システム4					
①システムの名称	社会保険オンラインシステム				
②システムの機能	日本年金機構が運用する年金情報を管理するためのシステム。 端末とモバイルプリンタの貸与を受け、窓口での国民年金事務各種受付時に年金記録を閲覧し確認する。管轄年金事務所のターミナルコントローラーと無線通信により接続する。				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()				
3. 特定個人情報ファイル:	名				
国民年金情報ファイル					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 第1の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令 第24条の2 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用に関する条例 第3条				

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※					
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠					
6. 評価実施機関における	6. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康医療部 保険相談課				
②所属長の役職名	保険相談課長				
7. 他の評価実施機関					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル	名
国民年金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民登録のある国民年金第1号被保険者及びその世帯主・配偶者 ※一部転出等で消除された人を含む ・老齢福祉年金請求者及び受給権者並びにその配偶者・扶養義務者、老齢基礎年金等請求者及び 受給権者
その必要性	資格の取得・喪失、氏名・住所変更手続、保険料免除申請、給付に係る裁定請求等の国民年金関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成、資格情報、所得状況等を把握する必要がある。
④記録される項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 *・業務関係情報 [○]地方税関係情報 [○]地方税関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]作書福祉・子育で関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]年金関係情報 [○]年金関係情報 [○]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報 [○]学校・教育関係情報 [○]が書関係情報 [○]が書関係情報 [○]が表別係情報 [○]が表別係情報 [○]を会関係情報 [○]が表別係情報 [○]が表別の他の
その妥当性	【個人番号・その他識別情報】 対象者を正確に特定するため 【4情報及び連絡先】 ①第1号被保険者・任意加入被保険者の資格関係届等及び保険料免除申請受付の際の住所を確認するため ②転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うため ③本人への連絡等のため 【地方税関係情報】 保険料免除判定事務、20歳前障害基礎年金、老齢福祉年金の支給判定事務等を行うため 【障害者・生活保護情報】 保険料の法定免除対象者の把握のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日 平成28年1月	
⑥事務担当部署	健康医療部 保険相談課

3. 特定個人情報の入手・使用				
		[〇] 本人又は本人の代理人		
		[〇] 評価実施機関内の他部署 ()		
		[O] 行政機関·独立行政法人等 (
①入手元 ※		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()		
		[]民間事業者 ()		
		[]その他 ()		
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
②入手方法		[]電子メール [〇]専用線 [〇]庁内連携システム		
②八十万法		[]情報提供ネットワークシステム		
		[]その他()		
③使用目的 ※	(国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格異動届、免除申請、年金請求等を受理する上で、被保険者等の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要があるため。		
	使用部署	健康医療部 保険相談課		
④使用の主体	使用者数	<選択肢>		
⑤使用方法		 I 国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所の変更等の受付及び資格管理に関する事務 ・住所情報、厚生年金の加入喪失情報などから資格要件を確認のうえ、関係届等を受付し日本年金機構に送付するとともに、国民年金システム端末入力による資格管理を行う。 I 保険料免除(申請免除等)受付に関する事務 ・資格情報、申請対象期間、所得情報等を確認のうえ、申請書を受付し日本年金機構に送付するとともに、国民年金システム端末入力による資格管理を行う。 II 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求に関する事務 ・裁定請求に係る書類(請求書、診断書等)により請求等に係る事実を確認のうえ受付し日本年金機構に送付するとともに、国民年金システム端末入力による資格管理を行う。 IV 日本年金機構から送付される処理結果一覧表等により上記 I からⅢの受付内容の確認及び日本年金機構における受付内容を国民年金システム端末に入力する。 		
情報の突合 マッチングを行い、資格を確認する 【上記 I・Ⅲ】		1. 住民票関係情報と申請情報を個人番号等を用いて突合し、住所、氏名、生年月日等とのマッチングを行い、資格を確認する 【上記 I・Ⅲ】2. 地方税関係情報と申請情報を宛名番号を用いて突合し、所得額等を確認する【上記 Ⅱ・Ⅲ】		
⑥使用開始日		平成28年1月1日		
4. 特定個人	青報ファイル(の取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] < < 2) 委託しない (2) 件 ((
委託事項1		国民年金システムの保守		
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委託先名		(株)日立システムズ		

再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
委託	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。				
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ				
委託	事項2	庁内連携システムの保守				
①委記		庁内連携システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等				
②委割	そ先における取扱者数	 <選択肢> 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 				
③委詞	托先名	日本電気(株)				
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情 報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。				
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ				
5. 特	- 持定個人情報の提供・ ⁵	多転(委託に伴うものを除く。)				
提供・	移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [O] 移転を行っている (1) 件 [O] でいない				
提供	先1	日本年金機構				
①法*	令上の根拠	国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2				
②提6	共先における用途	・国民年金第1号被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求の審査、決定				
3提6	共する情報	・国民年金第1号被保険者の異動情報 ・保険料免除、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		・第1号被保険者にかかる異動があった者 ・保険料免除申請、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求をした者				
		[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
⑥提供方法		[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
		[] フラッシュメモリ [〇] 紙				
		[]その他 ()				
⑦時期・頻度 週1回		週1回				
移転	先1	住民基本台帳事務を所管する部署(市民課・庄内出張所・新千里出張所)				
①法*	令上の根拠	国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2				
②移転先における用途 住民基本台帳の事務(住民基本台帳法第7条)						
③移	転する情報 国民年金の資格情報					

④移転する情報の対象となる 本人の数	「10万人以上100万人不満 」 3) 10万人	·満 l上10万人未満 以上100万人未満 .以上1,000万人未満			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	住民登録をしている国民年金第1号被保険者				
	[〇]庁内連携システム [] 専用線			
 ⑥移転方法	[]電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
○19年4月1日	[] フラッシュメモリ [] 紙			
	[]その他 ()			
⑦時期·頻度	毎日				
6. 特定個人情報の保管・済	消去				
保管場所 ※	<システムで管理される情報における措置>セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のている部屋に設置されたサーバ内に保管。サーバー <文書類における措置>特定個人情報が記載された届出書等については、施管する。	へのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。			
7. 備考					

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

<国民年金被保険者情報>

- ·基礎年金番号·記号 ·個人番号 ·宛名番号 ·住民区分 ·住登区分 ·電話番号 ·種別 ·学生区分 ·適用区分 ·賦課区分 ·転出年月日 ·転出先住所 •国籍
- ・旧記号番号 ・配偶者公的年金番号 ・不在者フラグ ・出張所区分 ・特記ファイル
- •資格情報(届出年月日、取得年月日、取得理由、喪失年月日、喪失理由)
- •任意加入情報(喪失予定年月、納付満了年月、受給資格年月)
- ·給付年金情報(種別、証書番号、受給開始年月、受給消滅年月)
- •付加情報(届出日、始期、終期、理由) •協力者情報(宛名番号、住所、氏名)
- ・送付先情報(理由、住所、氏名)・別氏名情報(理由、カナ氏名、氏名)
- ·申免猶予情報(受付年月日、整理番号、区分、進達年月日、状態区分、通知年月日、期間、学生区分、 配偶者個人番号 配偶者氏名、配偶者生年月日、世带主個人番号、世带主氏名、世带主生年月日、 所得情報[本人、配偶者、世帯主])
- •法免情報(理由区分、処理区分、期間、該当年月日、消滅年月日、通知年月日)
- ·産前産後期間免除情報(出産(予定)日、届出日、多胎·単胎の別、期間)

<年金受給権者情報>

- ·宛名番号 ·年度 ·受付番号 ·年金種別 ·受付理由 ·受付年月日 •進達年月日
- ·裁定年月日 ·請求年齡 ·証書記号番号 ·手帳記号番号 ·電話番号
- •死亡情報(死亡年月日、未支給請求者、続柄)
- ・給付関係情報(有数・年度、年金額、起算年月、死亡年月日、公的年金の数、改訂年月、子加算人数、 未支給の有無、請求者、続柄、傷病名、診断書、等級、等級変更月、初診日)
- ・公的年金受給有無・所得情報(本人)・備考・マスタ区分

<老齢福祉年金受給権者情報>

- ·証書記号番号 ·宛名番号 ·電話番号 ·証書交付年月日 ·支給開始年月 ·支払郵便局 ·所得情報
- ·死亡·失権情報(失権年月日、未支給請求有無、請求者、続柄)
- •公的年金情報(受給有無、種類、記号番号、年金額、支給開始年月)
- •配偶者情報(宛名番号、氏名、生年月日)
- ·扶養義務者情報(宛名番号、氏名、生年月日、続柄、扶養義務者変更年月日、住所)
- ・支分権情報(支分権区分、停止理由コード) ・所得情報(本人、配偶者、扶養義務者)
- ・その他情報(証書更新コード、定時届提出区分、所得届提出区分、配偶者有無、扶養有無、備考)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

本人等(本人又は本人の代理人)からの入手

- ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。
- ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
- ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと伴に、代理人の本人確認を行う。
- ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。
- ・個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると伴に、住基情報等の聞き取りを行う。

リスクに対する措置の内容

システム連携で入手するもの

- ・個人を特定する番号(基礎年金番号、宛名番号等)により正確に対象者の情報と紐づけ、対象者 以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。

全般

Γ

・システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っている。

リスクへの対策は十分か

十分である

く選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

不適切な方法で入手が行われるリスク

- ・書面以外の方法(口頭・電話・メール等)では届出を受領しない。
- ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワード等による認証を実施している。また、認証後においても そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。

入手した特定個人情報が不正確であるリスク

- ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。
- ・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。
- ・システムへの入力、削除および訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除および訂正を行った者以外の者が、必ず 入力、削除および訂正した内容を確認している。
- ・個人を特定する番号(基礎年金番号、宛名番号等)により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、 さらに入手した情報が正確に対応付けされていることを職員が確認している。

入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- ・窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。
- ・届出においては、本人又は本人の代理人から直接書面を受領することを原則とし、郵送の場合は担当部署が印刷された返信用封筒を利用する等、確実に担当部署に送付されるよう案内を行っている。
- ・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類は専用の箱に入れて管理し、処理後は定期的に書留郵便等により日本年金機構に郵送するとともに、写しを取ったものについては、専用のバインダーに氏名五十音順または受付日順に綴って保管している。
- ・他部署とのシステム連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の搾取、奪取の防止、および正確性担保のため 庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。
- ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。
- ・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。

3. 特定個人情報の使用					
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
リスク	に対する措置の内容	【庁内連携システムにおける措置】 ・庁内連携システムを介して情報連携(移転)する場合は、あらかじめ提供先の他部署から入手したい項目について申請を受け、管理者(市民課)が項目ごとに必要性を判断した上で許可を行い、許可した項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。また、個人番号が必要でない他部署には、連携する情報に個人番号が含まれないようシステムで制御している。 ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報を入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付ができないようにしている。 【事務で使用するその他のシステムにおける措置】 ・国民年金システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないよ			
リスク	への対策は十分か	【			
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーサ	げ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
	・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。 ・国民年金システム 端末には生体情報とパスワードで認証。システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証・・共通基盤システム 国民年金事務担当者は直接アクセスできないよう制御・社会保険オンラインシステム ID・パスワードと生体情報で認証				
その他の措置の内容		【アクセス権限の発行・失効管理】 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・国民年金システム・住民基本台帳ネットワークシステム・共通基盤システム			
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

従業者が事務外で使用するリスク

- ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。
- ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。
- ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。
- ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。
- ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。

特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

- ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。
- ・サーバー室の立ち入りやサーバーへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。
- ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。
- ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。
- ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。
- ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。
- ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない					
リスク	: 委託先における不正	な使用等のリスク				
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	個人情報保護に関する法律並びに基づき、以下の規定を記載していまでき、以下の規定を記載していまる。再委託の禁止又は制限・個人情報を漏えい防止及び事・個人情報を漏えいする行為による・データの複写・複製の禁止・データの管理義務・作業場所における責任・事故発生時における報告義務・立入検査・データ及びドキュメントの保管、近・個人情報の秘密保持義務・違反した場合における契約解除等	いる。 故防山 る罰則は るへの提 壬体制	上の措置 の適用 性の禁止 ・作業範囲の明確化 が廃棄消去	中市情報セキュリティ対策基準	
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	契約書において、原則として、委託場合には、委託先と協議したうえ、確保できるとして承認した場合の&	再委託	f.先において委託先と同程度以.		
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ-	ークシステュ	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・個人情報保護に関する法領 キュリティ規則及び豊中市情 移転する場合は、あらかじめ が項目ごとに必要性を判断し で制御している。	報セキュリ 提供・移転	ティ対策基準の規定に基づ 先の担当部署から入手した	うき、庁内連 とい項目につ	携システムを通じて提供 いて申請を受け、管理者
その他の措置の内容	・「サーバー室等への入室権 有する者を厳格に管理し、 ・実施機関内の他部署システ 庁内連携システムと他部署 とをシステムで担保している ムのみが接続でき、許可さ 誤った他システムに提供・利	情報の持ち - ムとの連携 - システムの る。 また、「 れていない	はしを制限している。 りにおいては、国民年金シストトリーで宛名番号により個人で 対して変名番号により個人で 対してないと接続する でステムは接続できないよ	ステムと庁内 を特定し、正 るシステムに	連携システム、 確に情報連携するこ は許可されたシステ
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
特定個人情報の提供・移転(まする措置	を託や情報提供ネットワークシ	ノステムを 通		その他のリ	スク及びそのリスクに対
6. 情報提供ネットワークシ	スニノレの技体		 [O] 接続しない(<i>)</i>	E) [()] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行			[〇] 按枕しない(人	(+) [(/ 」技術しない(提供/
リスクに対する措置の内容	われるリスク				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	·分である
リスク2: 不正な提供が行われ	ιδリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	・分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリス	ク及びその			

7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事 問知	枚発生時手順の策定・	[十分に行っている]	く選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行ってい	て行っている 2) 十分に行っている いない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		
	その内容						
	再発防止策の内容						
₹の╢	也の措置の内容	は、他の部屋とは区別して「・出入口には機械による入退・入退室管理を徹底するため・監視設備として監視カメラ等・サーバー室への入室は生体・サーバーは専用のサーバー 【技術的対策】 ・個人所有の電子計算機の料	グラム等で 専用の管理の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	を含んだ記録媒体及屋としている。 する設備を設置している。 する設備を設置している。 が場所を限定している。 で施している。 でででは、耐震補強を行けている。 接続を禁止している。 を実施する等の措置 で実新を行っている。	る。 行うとともに、施錠管理している。 る。 px・奪取の防止及び正確性担保のた 量を行っている。		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 課題が残される	ている 2)十分である ている		
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びその	リスクに対	対する措置			
8. 監	·査 D有無	[O] 自己点検	[0]	中郊於木			
	2年版 :業者に対する教育・		[0]	内部監査			
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]	<選択肢>1) 特に力を入れる3) 十分に行ってい	 て行っている 2) 十分に行っている いない		
	具体的な方法	 ・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 ・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。 ・委託業者については、「個人情報保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。 					
10.	その他のリスク対策						

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054				
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。				
③法令による特別の手続					
④個人情報ファイル簿への不 記載等					
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
①連絡先	健康医療部 保険相談課 国民年金係 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2264				
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応についての記録を残す。・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。				

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	令和2年6月30日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】				
①方法					
②実施日·期間					
③主な意見の内容					
3. 第三者点検【任意】					
①実施日					
②方法					
③結果					

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	I −4 法令上の根拠	右の条項を追記	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	重要な項目の変更であるが、 予定されていた法令等が明確 になったものであり、重要な変 更に当たらない。
平成28年6月17日	I-6-② 所属長	上島 正行	向井 義博	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成29年6月29日	IV-1-① 請求先	電話番号 06-6858-2653	電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	事務の内容	⑥若年者納付猶予	⑥納付猶予	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム	システム2(共通宛名システム) システム3(国民年金住登外宛名システム)	左のシステムを削除し、以降のシステムを繰り 上げ	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	Ⅱ _4_ 季	(株)NTTデータ関西	(株)日立製作所	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	Ⅲ-9 具体的な方法	要託集有については、「豆中巾個人情報休護栄例」の規定の遵守及びを罰則適用を明記した契約を締結している。	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、 表現の見直しによるものであ るため、重要な変更に当たら ない
令和1年6月28日	IV-1-① 請求先	管理係)	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライア ンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第 二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和1年6月28日	I-6-① 部署	市民協働部 市民課	健康医療部 保険資格課	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和1年6月28日	I-6-② 所属長の役職名	向井 義博	保険資格課長	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-2-⑥ 事務担当部署	市民協働部 市民課	健康医療部 保険資格課	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-3-④ 使用部署	市民協働部 市民課	健康医療部 保険資格課	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和1年6月28日	IV-2-① 連絡先	市民協働部 市民課 国民年金係 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第 二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2264	健康医療部 保険資格課 国民年金係 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第 二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2264	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-1-② 事務の内容	例、納付猶予の申請または取消申請等を受理	⑥第1号被保険者から保険料全額免除、半額免除、4分の3免除、4分の1免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後期間免除の申請または取消申請等を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に報告する。	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和1年6月28日	(別添1) <国民年金被保険者情報>	右の情報を追記	・産前産後期間免除情報(出産(予定)日、届出日、多胎・単胎の別、期間)	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-4-③ 委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和2年6月30日	I-2 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム	システム3(ねんきんネットシステム)	左のシステムを削除し、以降のシステムを繰り 上げ	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更であるが、 委託内容の変更ではなく誤記 修正であるため、重要な変更 に当たらない
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ⑤再委託の許諾方法	_	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の 理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取 り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等 を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	重要な項目の変更であるが、 当初より実施していた内容が 評価書に反映されていないこ との修正であるため、重要な 変更に当たらない
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ⑥再委託事項	_	上記委託内容と同じ	事後	重要な項目の変更であるが、 当初より実施していた内容が 評価書に反映されていないこ との修正であるため、重要な 変更に当たらない
令和2年6月30日	Ⅲ-3 ユーザー認証の管理	・ねんきんネットシステム IDとパスワードで認証	左を削除	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和2年6月30日	V-1-① 実施日	平成29年6月29日	令和2年6月30日	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	・国民年金システム IDカードとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 国民年金事務担当者は直接アクセスできないよう制御 ・社会保険オンラインシステム ID・パスワードと生体情報で認証	・国民年金システム 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理 者が管理。 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 国民年金事務担当者は直接アクセスできないよう制御 ・社会保険オンラインシステム ID・パスワードと生体情報で認証	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを低減するものであるため、 重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	Ⅲ-8 実施の有無	[〇]外部監査	[]外部監査	事前	
令和4年6月30日	I-1-2 事務の内容	年金手帳の再交付申請	基礎年金番号通知書の再交付申請	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	・国民年金システム 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシン グルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理 者が管理。 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 国民年金事務担当者は直接アクセスできな いよう制御 ・社会保険オンラインシステム ID・パスワードと生体情報で認証	・国民年金システム 端末には生体情報とパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシン グルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理 者が管理。 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 国民年金事務担当者は直接アクセスできな いよう制御 ・社会保険オンラインシステム ID・パスワードと生体情報で認証	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを減少させる変更のた め、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	I-6-① 部署	健康医療部 保険資格課	健康医療部 保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
	I-6-(2) 所属長の役職名	保険資格課長	保険相談課長	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-2-⑥ 事務担当部署	健康医療部 保険資格課	健康医療部 保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-3-⑷ 使用部署	健康医療部 保険資格課	健康医療部 保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	(別添1) <年金受給者情報>	未支給の有無、請求者、続柄、傷病名、診断	・給付関係情報(有数・年度、年金額、起算年 月、死亡年月日、公的年金の数、改訂年月、子 加算人数、 未支給の有無、請求者、続柄、傷病名、診断 書、等級、等級変更月、初診日)	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	(別添1) <年金受給者情報>	_	・マスタ区分(追加)	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容		個人情報保護に関する法律並びに豊中市情報 セキュリティ規則及び豊中市情報セキュリティ対 策基準に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、 記載の変更であり、重要な変 更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅲ-5 ルールの内容及びルール遵 守の確認方法	豊中市情報セキュリティ規則及び、個人情報保護条例の規定に基づき、庁内連携システムを通じて提供・移転する場合は、あらかじめ提供・移転先の担当部署から入手したい項目について申請を受け、管理者が項目ごとに必要性を判断した上で許可を行い、許可した項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。	対策基準の規定に基づき、庁内連携システムを 通じて提供・移転する場合は、あらかじめ提供・ 移転先の担当部署から入手したい項目につい	事後	重要な項目の変更であるが、 記載の変更であり、重要な変 更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-9 具体的な方法	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	識別するための番号の利用等に関する法律」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再	事後	重要な項目の変更であるが、 記載の変更であり、重要な変 更に当たらない
令和5年6月30日	IV-1-② 請求方法	書類を提示した上で、指定様式による書面を提	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令 に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定 様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	IV-2-① 連絡先	健康医療部 保険資格課 国民年金係 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第 二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2264	健康医療部 保険相談課 国民年金係 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第 二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2264	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更